

○北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則

(平成 18 年 3 月 5 日規則第 69 号)

改正 平成 27 年 3 月 17 日規則第 9 号 令和 2 年 6 月 1 日規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 18 年北見市条例第 63 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 条例第 2 条に規定する指定管理者の公募は、市掲示場への掲示、市広報紙、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(申込書等)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、別記様式第 1 号とする。

(添付書類)

第 4 条 条例第 3 条第 1 号の書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記簿の登記事項証明書
- (2) 法人以外の団体にあつては、その団体の役員役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
- (4) 国税及び地方税の納税証明書(募集開始以後に交付されたもの)

2 条例第 3 条第 4 号の書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに類する書類
- (2) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類
- (3) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (4) 団体の事業報告書を作成している場合は、前事業年度の報告書

(選定通知書)

第 5 条 条例第 5 条の選定結果は、指定管理者に選定した者には別記様式第 2 号により、それ以外の申込者には別記様式第 3 号により通知する。

(指定通知書)

第 6 条 条例第 6 条の規定により指定したときは、指定管理者に指定した者には別記様式第 4 号により、指定しなかった者には別記様式第 5 号により通知する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の端野町公の施設に係る指定管理者の指定
手続に関する条例施行規則(平成 16 年端野町規則第 19 号)、常呂町公の施設に係る指定
管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 16 年常呂町規則第 1 号)又は留辺蘂町
公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年留辺蘂町規則
第 8 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされ
たものとみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日規則第 9 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

公の施設指定管理者指定申込書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

公の施設指定管理者選定決定について(通知)

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

公の施設指定管理者選定結果について(通知)

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 6 条関係)

公の施設指定管理者指定決定について(通知)

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 6 条関係)

公の施設指定管理者指定結果について(通知)

[別紙参照]